第1回地域自治組織等小委員会資料

資料	十勝中央合併協議会小委員会規程	1ページ
資料	小委員会の設置について	2ページ
資料	幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会 における調整方針	3ページ
資料	地域自治組織の概要	4ページ
資料	地域自治組織のエリア	5ページ
資料	地域審議会の概要	7ページ

資料 十勝中央合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものと する。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が 協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

- 第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長2名は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は会務を総理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は委員長が招集する。
- 2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は公開とする。
 - (十勝中央合併協議会会議運営規程の準用)
- 第7条 十勝中央合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。
 - (十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)
- 第8条 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程第2条及び第3条の規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会 の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

資料 小委員会の設置について

十勝中央合併協議会規約第11条第1項及び十勝中央合併協議会小委員会規程第2条の規定に基づき、次表のとおり小委員会を設置し、小委員会において調査、審議等を行うべき事項を付託する。

小委員会名		付 託 事 項	構成委員名			名
地域自治組織等小委員会	合併協定項目 付託内容	6 取地	幕別町 更別村 忠類村	西本多吉江渡林水邊杉帰森尾保田村本辺中口見坂山	治征順学信春建光敏達孝徹喜一善吉雄夫浩夫男夫	(2号委員)(3号委員)(4号委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委

資料 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における調整方針

第2回及び第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会において決定された調整方針のうち、地域自治組織等小委員会に関わるものについては次のとおり。

쐴	2	回草即町	• 車 別 村 •	忠類村任意合	併協議会
ᄁ	_	四帝加叫	マスカリイリ	心炽门上心口	丌뀃哦ठ

	協議項目	協議項目の説明	調整方針	備	考
7	地域審議会	合併特例法において、新	合併特例法に基づく		
	の設置	町の均衡ある発展のため、	地域審議会を必要に応		
		地域の実情に応じた施策	じて旧町村を単位とし		
		の展開のために、旧町村の	て設置します。		
		区域ごとに地域審議会を			
		設置することができるこ			
		とから、設置の有無、構成			
		員の定数及び任期等につ			
		いて協議する必要があり			
		ます。			

第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて

平成15年11月13日付けで、第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に対して、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」がなされたところである。

答申では、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の失効後において、合併に関する障害を除去するための特例を中心とした新たな法律を定め、市町村のさらなる合併を促進すべきとされており、国は、今回の答申を踏まえ、次期通常国会において新たな法律案を提案する予定としているところである。

現時点においては、法律案の内容は明らかになっていないが、答申に盛り込まれた「基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み」のうち、『行政区的タイプの地域自治組織』については、新法施行後の合併市町村に限らず、基礎自治体の判断により条例で設置できる一般制度とすべきとの提言があったところである。

本制度については、住民自治の強化や住民との協働を推進するうえで、検討すべき1つの方策として捉えることができるものであることから、今後、法定合併協議会に移行した際には、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担及び組織機構、議会の役割、地域審議会の役割などに留意しつつ、先に決定された調整方針も含め、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを検討すべきである。

資料 地域自治組織の概要

組 地 域 自 治 の 地 域 白 X 分 合 併 例 X X 特 合併に際して設置 ·般制度として設置 設置根拠 新法第23条(改正特例法第5条の5) 地方自治法第202条の4 新法第26条(改正特例法第5条の8) 合併後の一定期間、地域住民の意見を反映しつつ、 合併町村の権限に関する事務を分掌させ、 設置目的 を処理することにより、合併市町村の一体性の円滑な確立に資す 地域住民の意見を行政に的確に反映させつつ 処理する。 設置手続 合併関係町村の協議により規約を定め、知事の認可を受ける。 合併関係町村の協議 条例 設置期間 5年以内 合併関係町村の協議で定める期間 制限なし 設置単位 合併町村の区域の全部又は一部の区域に設置できる。(1又は 合併町村の区域の全部又は一部の区域に設 市町村の区域を分けて設置 2以上の旧町村単位) 置できる。(1又は2以上の旧町村単位) 処理する事 合併関係町村で処理していた事務で、合併後の一定期間、旧町 長の権限に属する事務を分掌 同左 村単位で処理することが事務の効果的処理に資するもの及び当該 区域の住民の利便性の向上のため特に必要な事務として規約で定 例)地域の公の施設管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に 根ざした財産管理 法人格 なし なし 合併関係町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要な 設置に伴う なし なし 権利の承継 ものとして協議により定めたものを承継する。 身分等 [合併特例区の長] [事務所の長] ・町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併町村の長が選 合併関係町村の協議により、期間を定めて 事務吏員 地域自治区の事務所の長に代えて区長を置 くことができる。 ・身分~特別職。合併町村の助役と兼ねることができる。ま X た、合併特例区の区域を所管する支所又は出張所が置かれる 地域の行政運営に関し優れた識見を有する の 場合には、支所又は出張所の長と兼ねることができる。地方 者のうちから、合併町村の長が選任 長 公務員法の守秘義務準用(罰則あり。) 身分~特別職。ただし、懲戒処分(戒告・ 等 減給・停職・免職)あり。地方公務員法の の 守秘義務準用(罰則あり。) 身 分 任 期 等 任期 [合併特例区の長] [区長] [事務所の長] 2年以内 2年以内 なし 職員 合併特例区の長が合併町村の職員のうちから、合併町村の長の 合併町村の職員 同左 同意を得て任命 予算 合併特例区協議会の同意と合併町村の長の承認が必要 合併町村の予算 同左 決算 ・出納閉鎖後3月以内に監査に付し、合併特例区協議会の認定 同左 合併町村の決算 合併特例区協議会の認定後、合併町村の長に報告。報告を受 けた合併町村の長は議会に報告 財源措置 ・合併町村が措置 なし なし 公の施設の管理に伴う使用料や事務処理手数料の収入は可能 規約で定める公の施設の設置及び管理を行うことができる。 公の施設 設置できない 設置できない ・管理に関する事項は合併特例区規則で規定 合併町村の条例で定める場合を除くほか、合併町村の長の承 財産の処分 処分できない 処分できない 認により財産の取得、処分等が可能 合併町村の長は、承認に当たって議会の議決が必要 名称 合併特例区協議会 地域協議会 同左 構成員は、地域自治区に住所を有する者の 構成員 ・構成員は、合併特例区に住所を有する者で合併町村の議会 ・構成員は、地域自治区に住所を有する者の うちから、町村長が選任 うちから、町村長が選任 の議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法 により、合併町村の長が選任 任期~4年以内 任期~4年以内 ・協議会に会長及び副会長を置き、選任及び ・任期~2年以内 協議会に会長及び副会長を置き、選任及び 解任の方法は、合併関係町村の協議で定め 協議会に会長及び副会長を置き、選任及び解任の方法は、規 解任の方法は、条例で定める。 約で定める。 報酬を支給しないことができる。 ・報酬を支給しないことができる。 報酬を支給しないことができる。 協 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実 権限 ・地域自治区の事務所が所掌する事務に関し 同左 施その他の合併町村が処理する事務で合併特例区の区域に係 て意見を述べること ・町が処理する地域自治区の区域に係る事務 るものに関し、合併町村の長その他の機関若しくは合併特例 区の長から諮問された事項又は必要と認める事項について、 に関して意見を述べること 議 町村の事務処理にあたっての地域自治区 審議し、意見を述べること 規約で定める合併町村の施策に関する重要事項であって合併 の区域内に住所を有する者との連携の強化 特例区の区域に係るものの決定、変更に際し、あらかじめ意 に関して意見を述べること 施策に関する重要事項で地域自治区の区域 見を述べること ・合併特例区規則制定に際しての同意(同意を要する合併特例 に係るものの決定、変更に際し、あらかじ 区規則 ~ 合併特例区規則の施行日、公告式、休日、特別会計の設置、財産の交換等、財政状況の公表、公の施設の管理、 め意見を述べること 숲 長の手当、長の給料・手当・旅費の額及びその支給方法、長 の給与その他の給付、構成員以外の者に対する報酬、構成員 の報酬・費用弁償・期末手当の額及びその支給方法、構成員 の給与その他の給付、使用料・加入金・手数料、基金の設 置・運用・管理・処分、重要な公の施設、公の施設の指定管 理者への管理委託、公の施設の指定管理者の指定手続・指 定管理者が行う管理の基準業務の範囲等、指定管理者が管 理する公の施設の利用に係る料金) ・住居表示に関する法律第2条に定めるもののほか、当該合併 ・住居表示に関する法律第2条に定めるもの 特例区の名称を冠する。 のほか、当該地域自治区の名称を冠する。 合併特例区の期間満了に際し、当該合併特例区の区域で引き 地域自治区の期間満了に際し、当該地域自 住居表示 続き設けた地域自治区の区域における住居の表示も同様とす 治区の区域で引き続き設けた地域自治区の 区域における住居の表示も同様とする。

表中の「合併関係町村の協議」には、合併関係町村の議会の議決が必要となる。

太字:合併町村の長の承認も必要

資料 地域自治組織の設置エリア

1 合併特例区

(新法第26条(改正特例法第5条の8)、第56条(改正特例法第5条の38)) 市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は 二以上の合併関係町村の区域であった区域をその区域とする合併特例区を設け ることができる。(図1参照)

旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部に合併特例区又は地域自治区を設けることができる。(旧市町村の区域ごとに設置することも、旧市町村の区域を2つ以上併せて設置することも可能)

なお、合併後の新市に地方自治法上の地域自治区を設置する場合、合併特例区を設定している区域(例えば旧C村)には、地域自治区を設置しないことができる。(図1参照)

2 地域自治区

原則(地方自治法第202条の4)

市町村の区域を分けて定める地域ごとに地域自治区を設け、事務所を置くことができる。(図2参照)

~ 設置自体は任意だが、執行機関としての位置づけなどに鑑み、市町村の全エリアに設置することを想定している。 ~

A市をa、b、cの3つの区域に分けて地域自治区を設置できるが、c区域だけには設置しないということはできない。

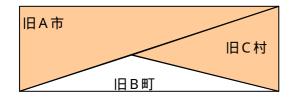
合併に係る設置手続き等の特例(新法第23条(改正特例法第5条の5)) 市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の 合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けること ができる。(図1参照)

~ 市町村の合併に際しては、地方自治法の例外として、合併後の市町村の一部の区域についてのみ地域自治区を設置することを認めている。 ~

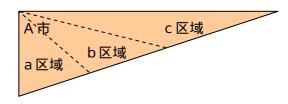
旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、旧A市、旧C村にのみ地域自治区を設けることができる。(旧A市、旧C村それぞれに設置することも、旧市町村の区域を2つ以上併せて設置することも可能)

また、この場合、旧B町に地方自治法上の地域自治区を設置することも可能。

〔図1〕



[図2]



参考法令

市町村の合併の特例等に関する法律

(地域自治区の設置手続等の特例)

- 第23条 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。
- 2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係 市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二 条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている 事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しよう とするときは、条例でこれを定めなければならない。

(合併特例区)

- 第26条 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。
- 2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第56条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第 一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわら ず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けな いことができる。

地方自治法

(地域自治区の設置)

- 第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて 定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、 条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

資料 地域審議会の概要

地域審議会とは、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係町村の協議により、旧町村の区域を単位として、必要な区域に一定期間おくことができる組織

【目的】

合併町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくこと

【制度】

合併前の関係町村間の協議で設置する。

関係町村間の協議事項

- ・設置する期間、区域(旧町村を単位とする)
- ・地域審議会の組織
- ・構成員の定数、任期、任免
- ・その他組織及び運営に必要な事項

議会の議決

協議は関係町村の議会の議決を経て成立する。成立した場合は、その内容を告示しなければならない。

協議して定めた事項を合併後に変更しようとする時は、新町村の条例で定めなければならない。

【役割】

合併町村の長の諮問に応じ意見を述べること

- (例)・市町村建設計画の変更
 - ・市町村建設計画の執行状況
 - ・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
 - ・予算編成の際の事業等に関する要望
 - ・基本構想・各種計画の策定・変更
 - ・住民の行為等が規制される地域の指定

必要に応じ合併町村の長に意見を述べること

- (例)・市町村建設計画の執行状況
 - ・公共施設の設置・管理運営
 - ・福祉・廃棄物処理・消防等の対人的施策の実施状況

どのような役割を持つかは、合併関係町村の協議によって決定

参考法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係 市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事 務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併 市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことがで きる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及 び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものと する。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、 条例でこれを定めなければならない。

市町村の合併の特例等に関する法律第22条にも同様の定めがある。